

個人・市民団体 向け支援

生活支援

1 特別定額給付金 [国]

担当：特別定額給付金室 ☎39・2302

申請は8月24日(月)までです。申請書が届いていない人はお問い合わせください。

- (1) 対象者
基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に登録されている人
- (2) 給付額
1人につき10万円（対象者の属する世帯の世帯主に給付）
- (3) 申請方法
5月に市から発送した申請書に申請者の振込口座情報を記入し、本人確認書類、預金通帳の写しなどを添付して返送
- (4) 申し込み期限
8月24日(月)までに郵送（当日消印有効）

2 ひとり親世帯臨時特別給付金 [国]

問い合わせ：厚生労働省コールセンター（制度に関すること） ☎0120・400・903
生活支援課（申請に関すること） ☎39・2338

児童扶養手当受給世帯などに給付金を支給します。対象条件に該当する場合、追加給付や、現在児童扶養手当を受給していない世帯への支給もあります。

- (1) 給付額（全国一律）
【基本給付】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
【追加給付】1世帯 一律5万円
- (2) 対象条件
【基本給付】下記ア～ウのいずれかに該当
【追加給付】下記ア、イのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人
ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
イ 公的年金給付などを受給していることにより児童扶養手当の支給を受けておらず、平成30年の収入が児童扶養手当支給制限額未満の人
ウ 児童扶養手当の支給を受けておらず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当支給制限額未満に減少した人
- (3) 手続き
・上記アに該当する人：基本給付の申請は不要（支給済）、追加給付の申請は必要
・上記イ、ウに該当する人：基本給付、追加給付ともに申請が必要

3 休業支援金・給付金 [国]

問い合わせ：休業支援金・給付金コールセンター ☎0120・221・276

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業期間中の賃金（休業手当）が支払われなかった中小企業の労働者に給付金を支給します。

- (1) 対象となる休業期間
4月1日(水)～9月30日(水)
- (2) 支給額
1日当たりの上限支給額11,000円（休業実績などから算定）
- (3) 申し込み
4～6月の休業は9月30日(水)まで、7月の休業は10月31日(土)まで、8月の休業は11月30日(月)まで、9月の休業は12月31日(木)までに、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当へ郵送

4 住居確保給付金 [国・市]

担当：長岡市パーソナル・サポート・センター ☎89・8263

家賃相当額を支給（大家などへ振り込み）します。市独自に支給期間を最長1年に延長しています。

- (1) 対象者
主たる生計維持者の離職や休業により収入が減少し、住居を失った、または失うおそれがある世帯（収入要件あり）
- (2) 給付額
上限額 単身世帯31,800円、2人世帯38,000円、3人世帯41,000円

5 生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金） [社協]

担当：長岡市社会福祉協議会 ☎33・6000

収入が減少した世帯に生活費を無利子で貸し付けします（返済免除の場合あり）。

- (1) 緊急小口資金
貸付上限額：20万円
- (2) 総合支援資金（生活支援費）
貸付上限額：2人以上の世帯…月20万円、単身世帯…月15万円
貸付期間：原則3カ月